

## 随意契約理由書

件名	児童手当・子ども子育て支援・福祉医療システム OS更新業務
契約の相手方	富士通 J a p a n (株) 関西・中部公共ビジネス統括部 (大阪)
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>児童手当・子ども子育て支援・福祉医療システムは富士通株式会社 (令和3年4月1日から富士通 J a p a n 株式会社) が独自に開発を行ったもので、今回行う契約は、上記3システムのOS更新業務委託にあたる。</p> <p>そのため、他の事業者では適切かつ確実な作業ができず、上記3システムの安定使用及び品質の確保に支障をきたす恐れがあるため、随意契約を行うもの。</p>
備考	